

PCBとは何ですか。

PCBは**人体に有害な油状の物質**です。かつては電気機器の絶縁油等に使われていましたが、昭和43年(1968年)のカネミ油症事件（食用油に混入したPCBによる中毒事件）をきっかけに大きな社会問題となり、現在は製造等が禁止されています。

PCBは照明器具のどこに使われているのですか。

一部の照明器具の内部には、ランプの点灯を安定させるために「**安定器**」と呼ばれる装置が使われており、「**安定器**」の絶縁油としてPCBが使われているものがあります。蛍光灯など、ランプそのものにはPCBは使われていません。

照明器具のすべてにPCBが使われているのですか。

PCBが使われている可能性があるのは、「**事務所や工場、倉庫等の事業用建物**」や「**共同住宅の共用部分(廊下や階段)**」に設置された、**業務用の蛍光灯**や**水銀灯**です。また、PCBを含有した安定器は昭和47年(1972年)に製造が禁止され、昭和52年(1977年)4月以降は流通していないことが分かっています。

なぜ自分のところに調査票が送られてきたのですか。

昭和52年(1977年)3月以前に建築された事業用建物や共同住宅には、PCBを含有する安定器が設置された可能性があります。そのため、建物登記情報にもとづいて、築年月が昭和52年(1977年)3月以前で、用途が「**居宅のみ**」以外の建物をお持ちの方に広く調査を行っています。

何をすれば良いですか。

同封の「**調査票**」に、照明器具を確認していただきたい建物を載せております。同封の「**調査の手引き**」を参考に、

- ①**昭和52年(1977年)3月以前に設置された業務用蛍光灯や水銀灯がないか**
- ②**その中に、PCBを含む安定器は使われていないか**

をご確認いただき、調査票に記入してご返送ください。

PCBの分析等は不要で、照明器具のラベルや安定器の銘板を見ることで確認ができます。

調査にお金がかかります。補助金はありますか。

東京都と環境省が、調査費用に対する補助事業を行っております。また、環境省の補助事業では、PCBを使用した照明器具のLED化に対しても補助金があります。詳細については、同封の「**安定器調査に関する補助金について**」をご覧ください。